

新年のご挨拶

東日本紙器厚生年金基金

理事長 北原茂樹

新年明けましておめでとーございます。

日頃より東日本紙器厚生年金基金の事業運営に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年は、厚生年金基金制度見直し法により、平成29年3月に予定している基金解散の準備作業及び財政状況の現状と平成29年4月からの後継制度についての説明会を事業所様にさせていただき、ご理解をいただいております。基金解散にあたりましては、基金記録と国記録の事前整理及び解散にかかる事業主様及び加入員様のご協力により3分の2以上のご同意等、基金解散認可申請にかかる準備が整ったことから、代議員会の議決を経て同意書及び納付額特例の認定申請書等添付により平成28年11月に国へ解散の認可申請を行いましたことをご報告いたします。基金解散の認可予定時期は平成29年3月になるものと見込まれております。

今までの経過としまして、当基金は、昭和43年2月に設立以来、国の厚生年金保険の一部を代行するとともに基金独自の上乗せした年金及び一時金の給付レベルを維持し、長年にわたり紙器業界の福利厚生に寄与してまいりました。平成20年度以降リーマンショック等の影響を受け基金財政が低迷に至り、平成23年度に国より指定基金に指定されたこと及び平成23年3月31日基準の国の財政再計算の結果を受け、基金財政状況の健全化を図り持続可能な制度とするために、事業主様、加入員様及び受給権者様のご理解を得て、平成24年度から3年連続して事業主負担の掛金の引上げとともに、平成25年度は制度変更（基金加算年金の減額等）を行い財政の健全化に向ってりましたが、平成25年6月19日に厚生年金基金制度の見直しに関する法律（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）が成立し平成26年4月1日に施行されました。このことに伴い事業主様の負担能力を超えたレベルまでさらに掛金を上げないと基金を継続する基準をクリアできないような極めて厳しい存続基準の設定により、当基金にかぎらず全国約500以上ある基金の大半が、解散または他制度への移行を行わなければならない状況となりました。当基金においても、今回の法律改正を踏まえて「理事会」、「代議員会」等にて、当基金の今後の運営について検討を重ねてまいりましたが、存続基準が極めて厳しく、母体産業の厳しい経営環境下における基金掛金負担の企業経営への影響も考慮すると、厚生年金基金制度としての将来は極めて困難と判断し、平成26年9月26日に開催いたしました第98回代議員会において、解散時に不足金が生じた場合には平成26年4月に施行された特例制度も活用するうえ「基金解散へ向けた準備を進めていくこととする（後継制度の検討も含む）」という苦渋の選択をせざるを得ませんでした。何卒ご理解いただけるようお願いいたします。

基金解散後は基金の上乗せ部分の給付がなくなってしまうことから、福利厚生者の維持のため事業主様及び加入員様のご賛同により加入可能とする後継制度の設立について準備を進めてまいりました。平成29年4月設立に向け、平成29年1月には国へ認可申請を行う予定としております。後継制度の設立後は新規のみを対象とした後継制度への加入受付を予定しておりますので、今回加入申し込みをされなかった事業所様におかれましては、新たに加入についてご検討をよろしくお願いいたします。

年金資産運用につきましては、国（厚生年金保険）の運用に近づけた特例による代行不足が生じないよう努め運営しております。代行の過不足は基金解散時点（平成29年3月予定）を基準に計算される見込みです。この時点での代行不足金発生抑制のためにも事業主の皆様におかれましては、基金解散認可までの期間について引き続き掛金の納付についてご理解・ご協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、当基金は設立以来四八年を経過し、平成28年11月末の加入事業所424社・加入員8174名・年金受給者9162名・年金資産保有高292億円という状況です。

結びにあたり、皆さまのますますのご健勝と、今年一年が更なる発展と素晴らしい年になりますことを祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。